

○但馬広域行政事務組合公告式条例

平成7年11月1日

条例第1号

改正 平成16年2月24日 条例第1号

平成17年2月23日 条例第1号

平成17年8月30日 条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(組合の機関の定める規則の公布)

第5条 第2条の規程は、但馬広域行政事務組合（以下「組合」という。）の機関の定める規則で公布を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者」とあるのは、「組合の機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(組合の機関の定める規程の公表)

第6条 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは、「組合の機関を代表する者」、「管理者印」とあるのは、「組合の機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(条例等の施行期日)

第7条 条例、規則、規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成16年2月24日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月30日条例第2号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	但馬広域行政事務組合事務所前揭示場
2	豊岡市役所前揭示場
3	養父市役所前揭示場
4	朝来市役所前揭示場
5	香美町役場前揭示場
6	新温泉町役場前揭示場